

第 3 2 回宇都宮市都市計画審議会議事録

平成 19 年 7 月 6 日

午後 2 : 0 0 ~

1 4 A 会議室

| | |
|------|---|
| 出席委員 | 1号委員 小堀志津子委員，青木格次委員，半田和男委員， 鈴木幸子委員，船田武彦委員，竹澤敬三委員 2号委員 熊本和夫委員，渡辺通子委員，浅川信明委員，今井恭男委員 3号委員 奥村俊夫委員 (計11名) |
| 代理出席 | 山口幸志委員(代理出席者 増田 俊雄) 柳田秀男委員(代理出席者 村上 憲二) (計2名) |
| 欠席委員 | 荒井雅彦委員，永井護委員 (計2名) |
| 出席幹事 | 笠井純幹事，栗田健一幹事，羽石潔幹事，入山俊夫幹事 水沼栄幹事，飯野彰幹事，関哲雄幹事 (計7名) |
| 臨時幹事 | 無 |
| 事務局 | 飯塚由貴雄書記，齋藤貴司書記，鈴木俊夫書記，高橋功書記 (計4名) |

飯塚書記

お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
定刻となりましたので、只今から、「第32回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

先日、送付いたしました、

- ・第32回宇都宮市都市計画審議会次第
- ・議案第1号、議案第2号、議案第3号の議案書となります。

次に、本日配布の資料として、

- ・宇都宮市都市計画審議会委員名簿
- ・説明資料1「宇都宮都市計画道路の変更について
(3・3・103号 新日光線)」
- ・説明資料3「宇都宮市景観計画(案)について」
- ・都市計画図

の資料です。

以上不足しているものがありませんでしたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたり、都市開発部長より、ごあいさつ申し上げます。

笠井部長

本日は、皆様大変お忙しい中、第32回宇都宮市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、常日頃から、本市の市政全般にわたりまして、ご支援、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

この都市計画審議会におかれましては、本市のまちづくりの骨格となる重要な施策につきましてご審議をいただいているところです。

最近の話題といたしましては、「まちづくり三法」が改正され、少子高齢化の進展や環境負荷の軽減などの社会情勢の変化に対応できる、持続可能なコンパクトなまちづくりへの転換が求められております。

また、景観法が平成16年に施行され、例えば、本市におきましても「二荒山神社前の景観」や「JR宇都宮駅西口の看板」など景観に対する関心が高くなっているところです。

こうした中、本市におきましては、2町の合併により、河内町は当初から本

市と同じ都市計画区域でありましたが、上河内町は独立した都市計画区域であるため2つの都市計画区域になります。当面は、この2つの都市計画区域を一体とした新市としての都市計画を適正かつ効果的に進めていくものであります。

委員の皆様には、それぞれの知識とご経験から、様々な角度でご議論をいただき、望ましい宇都宮市の都市計画の実現に向けて、ご支援を賜りたいと思っております。

本日を含め、今年度は、4回程度の審議をお願いする予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、審議会に先立ちましてのご挨拶とさせていただきます。

飯塚書記

次に、今年度に入り初めての審議会でございますが、新たに委員としてお願いした方もいらっしゃいますので、ここで、委員の皆様のご紹介と、幹事・事務局職員の紹介をさせていただきます。

お手元の「宇都宮市都市計画審議会委員名簿」をご覧ください。はじめに、委員の皆様をご紹介しますので、恐れ入りますが、ご挨拶・自己紹介等をお願いいたします。

第1号委員として、学識経験者のお立場でご出席いただいております荒井雅彦委員です。

荒井委員に置かれましては、本日、所用により欠席されております。

同じく、小堀志津子委員です。

小堀委員

宇都宮大学に勤めております小堀志津子と申します。よろしくお願いいたします。

飯塚書記

同じく、青木格次委員です。

青木委員

建築設計の方から参加しております青木でございます。よろしくお願いいたします。

飯塚書記

同じく、半田和男委員です。

| | |
|------|---|
| 半田委員 | 農業委員会の会長です。よろしくお願いします。 |
| 飯塚書記 | 同じく、鈴木幸子委員です。 |
| 鈴木委員 | 鈴木でございます。よろしくお願いします。 |
| 飯塚書記 | 同じく、永井護委員です。 永井会長に置かれましては、本日、所用により欠席されております。 |
| 飯塚書記 | 同じく、船田武彦委員です。 |
| 船田委員 | 宇都宮商工会議所から参加させていただいております船田です。よろしくお願いします。 |
| 飯塚書記 | 同じく、竹澤敬三委員です。 |
| 竹澤委員 | 竹澤です。よろしくお願いします。 |
| 飯塚書記 | 次に、第2号委員、宇都宮市議会からご出席いただいております、熊本和夫委員です。 |
| 熊本委員 | 市議会議員の熊本和夫でございます。よろしくお願いします。 |
| 飯塚書記 | 同じく、渡辺通子委員です。 |
| 渡辺委員 | 渡辺通子でございます。よろしくお願いいたします。 |
| 飯塚書記 | 同じく、浅川信明委員です。 |
| 浅川委員 | 浅川です。よろしくお願いいたします。 |
| 飯塚書記 | 同じく、今井恭男委員です。 |

今井委員 昨年に引き続きまして担当させていただきます。今井でございます。どうぞ
よろしくお願いいいたします。

飯塚書記 続きまして、第3号委員として、関係行政機関からご出席いただいております委員のご紹介です。

最初に山口幸志委員です。

増田委員 所長の山口は4月から異動で参りましたが、本日は農政事務所長会議
がございまして、私、次長の増田が代理出席でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

飯塚書記 同じく、柳田秀男委員です。

村上委員 所長は別の会議がございまして、私、村上が代理出席させていただいて
おります。よろしくお願ひします。

飯塚書記 同じく、奥村俊夫委員です。

奥村委員 警察本部の交通規制課長の奥村でございます。よろしくおねがいしま
す。

飯塚書記 ありがとうございます。委員の皆様方には、今後お世話になりますが、よ
ろしくご指導のほどお願ひ申し上げます。

続きまして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。

まず、幹事の紹介をいたします。

都市開発部長 の 笠井純です。

都市開発部次長 の 栗田健一です。

地域政策室長 の 羽石潔です。

環境保全課長 の 入山俊夫です。

農業振興課長 の 水沼栄です。

道路建設課長 の 飯野彰です。

都市計画課長 の 関哲雄です。

つづきまして、書記の紹介をいたします。

都市計画係長の鈴木俊夫です。

都市計画係長の齋藤貴司です。

最後に私，都市計画課課長補佐の飯塚由貴雄です。

ここで、議事に入ります前に事務局より報告事項がございます。

斉藤書記

先にお伝えしたとおり、永井会長が欠席となっておりますので、会長職務代理人による議事進行となりますが、本日は年度が切り替わって最初の審議会ですので、会長職務代理人の変更がございます。

職務代理人につきましては、宇都宮市都市計画審議会条例第5条に「委員のうちから、会長があらかじめ指名する。」旨定められております。

これにつきましては、平成19年7月2日付け永井会長名で「会長職務代理人」については、2号委員である「浅川信明委員」を指名しますという文書をお預かりしておりますので、ご報告させていただきます。

飯塚書記

それでは、議事に入らせていただきます。浅川委員，本日の進行をよろしくお願いいたします。

浅川議長

会長職務代理人の指名を受けましたので、本日の議長を務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、忌憚のないご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。まず、事務局より本会の成立について報告をお願いいたします。

斉藤書記

本日の会議でございますが、現在、出席委員は13名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数の出席をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

また、本日、傍聴者は1名となっております。併せて報告いたします。

事務局の報告のとおり本会は成立しておりますので、「議事」に入らせていただきます。

浅川議長

まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、小堀志津子委員と今井恭男委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。本日の議題といたしまして、平成19年6月27日付け、宮都第117号、宮都第118号、宮都第119号にて市長から諮問がなされております議案1号から3号までの3件の審議事項がございます。

まず、審議に先立ちまして、会議の公開、非公開について確認いたします。

本日の審議案件につきましては、会議は公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

全委員

異議なし

浅川議長

審議に入る前に、事務局より説明をいただき、その後、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。それでは、議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について 3・3・103号 新日光線」について、事務局説明をお願いします。

関幹事

それでは、議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について 3・3・103号 新日光線」について、ご説明いたします。

それでは、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

この度の議案は、栃木県決定の都市計画変更でありますので、栃木県より宇都宮市あてに都市計画の変更について意見の照会がされたものであります。

資料につきましては、第1号議案書とA3版の5枚綴りの「説明資料」を併せてご覧いただきながら、ご説明したいと思います。

まず、議案書についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。今回変更する「3・3・103号 新日光線」の変更後の計画書であります。

変更の理由であります。最下段にありますように「宇都宮都市計画区域における交通現況、将来の土地利用計画及び交通形態を勘案した結果本案のように変更しようとするもの」であります。

詳細につきましては、この後ご説明させていただきます。

次に2ページをお開きください。こちらは新旧対照表となっております。変更のあった部分は2段書となっておりますが、括弧書が変更前となっております。括弧無しが変更後となります。

最下段に変更の概要が記載されておりますが、下川俣町から海道町までの構造形式を地表式から嵩上式に変更し、上戸祭町から宝木本町までの嵩上式区間について起点側を長岡町まで東に延伸するものであります。

次に3ページをお開きください。総括図でございます。

右下から左上に走る赤の太い実線が新日光線の位置を示しております。

また、青の破線で示す円の中央部2か所が今回、都市計画の変更を予定している箇所になります。

それぞれ「上戸祭地区」と、「下川俣地区」になります。

4ページをお開きください。こちらは「上戸祭地区」の計画図になります。赤の実線で示しておりますのが、変更後の新日光線の道路区域であります。

次に5ページをお開きください。こちらは「下川俣地区」の計画図になります。同じく、赤の実線で示しておりますのが、変更後の新日光線の道路区域であります。

6ページをお開き願います。「上戸祭地区」の新旧対照図となります。

黄色の線が変更前で、赤の実線が変更後を示しております。

また、図中央に青で記載されておりますのが、今回の変更により追加延伸される嵩上げ区間になります。

続きまして7ページをお開き願います。「下川俣地区」の新旧対照図となります。同じく、黄色の線が変更前で、赤の実線が変更後を示しております。

また、図中央に青で記載されておりますのが、今回の変更により追加される嵩上げ区間となります。

以上が「議案第1号」の概要でございますが詳細につきましては、お手元の5枚綴りのA3版の「説明資料1-1」をご覧くださいと思います。

今回、変更しようとする「3・3・103号 新日光線」につきましては図の右下、「平出工業団地」内で接する「3・2・1 新4号国道」を起点としまして、西へ上戸祭町を經由して、宇都宮インターチェンジを通り、徳次郎町を終点とします、延長約13,520m、代表幅員23m、4車線の幹線街路として都市計画決定されているものであります。

本路線は、宇都宮市の市街地外縁部を一周する宇都宮環状道路(通称:宮環)の北部区間と、東北縦貫自動車道宇都宮インターチェンジと宮環を直結する宇都宮北道路(通称:北道路)で構成されております。

それでは、今回の変更の概要についてご説明します。赤の破線で四角

形で示された2つの区域が、今回の変更箇所的位置を示しております。

図の左側が「3・3・104号外環状線」との交差点(通称:上戸祭インターチェンジ部)と右側の「3・4・103号宇都宮白沢線」との交差点(通称:下川俣立体部)の2箇所におきまして、交差構造等を交通現況や将来の交通形態など勘案し、今回、変更しようとするものであります。

上戸祭インターチェンジ部につきましては、図中、破線部中央に黄色の引き出し線で示しました上戸祭町から東に930m延伸して長岡町までとして、嵩上げ区間延長をL=5,030mに変更するものであります。

また、右の下川俣立体部につきましては、下川俣町から海道町までの区間延長380mを新規に嵩上げ区間として変更するものです。

ここで、構造形式のご説明をします。

都市計画上では一般的な道路の形式として道路面が周辺の地盤とほぼ同じ高さのものを「地表式」と呼び、「嵩上式」とは、道路面が地表面から概ね5m以上高い区間が350m以上連続している区間を言います。

次に、次ページの「説明資料1-2」の左の図をご覧ください。

変更の詳細につきましてご説明します前に、まず、「3・3・103号 新日光線」の機能と役割、位置付けなどについてご説明させていただきます。

図中、赤で示した「3・3・103号 新日光線」は、「新4号国道」との接続部を起点として「東北縦貫自動車道」や「日光宇都宮道路」を結ぶ広域的な幹線街路であります。

なお、この「新日光線」を含めた、緑の四角()で示したルートにつきましては、栃木県域を越えた広域的な交流を図る道路として、「地域高規格道路」に指定されており広域的な幹線軸として位置づけられております。

このような広域交通軸としての機能に加え、赤の丸()で示しました総延長約34.4kmの宇都宮環状道路(通称:宮環)の一部を構成する極めて重要な都市計画道路となっております。

現在の、整備・供用の状況であります。平成6年には、「新4号国道」の起点から上戸祭町地内までの区間について、また平成15年には上戸祭町から宇都宮インターチェンジまでの区間(通称:北道路)について、一部暫定区間を含む形式で供用されております。左下のグラフで示すように、平成17年度の交通センサスの結果Bの新日光線(長岡町)の白の棒グラフでは、一日あたり48,000台の自動車交通量に達するなど、都市機能の維持・増進に大きく寄与しております。

本路線の都市計画であります。昭和47年3月に都市計画の当初決

定がなされ、その後、昭和63年12月には上戸祭インターチェンジ部の交差形式をトランペット型から右上の図に示した形状に変更しております。

また、平成7年8月には、北道路の主要部を地表式から嵩上式への変更を行い、現在の都市計画に至るものであります。

今回の変更は、先ほどご説明したとおり、本路線のうち、

「3・3・104号外環状線」との交差点(通称:上戸祭インターチェンジ部)と

「3・4・103号宇都宮白沢線」との交差点(通称:下川俣立体部)

について変更しようとするものですが、まず、上戸祭インターチェンジ部についてご説明します。

右上の図をご覧ください。上戸祭インターチェンジは、「東北縦貫自動車道」宇都宮インターチェンジ方面と「宇都宮市街地北東部」及び「北西部方面」について、それぞれ相互の交通アクセスを担う交流点となっております。

現在の都市計画の形状は、赤で示した北道路から宮環の東方面を本線としておましてその、本線を地下と高架で立体交差する3層の構造で計画されており、環状東西交通よりも宇都宮インターチェンジ方面と新4号国道方面の広域交通を優先処理することを想定した立体交差形式となっております。

しかしながら、近年の人口構造の変化や周辺都市での市街地拡大の沈静化を背景としまして、日光地域の人口減少と日光方面の交通流動の停滞、一方で宮環沿道での沿線開発が進み「環状線」東西方向の交通需要の増加やこれらを背景とした上戸祭インターチェンジ付近での環状利用交通量の増加、といった、周辺地域における社会・交通情勢の変化が見られております。

また、今後の人口・交通等の見通しから、こうした傾向は将来的にも同様であると推察しています。

以上のことから、上戸祭インターチェンジにおいて、交差構造等を再検討した結果、今回、環状東西交通を優先処理する形式を基本に、形状・機能を変更するものであります。

右下の図をご覧ください。上戸祭インターチェンジ部変更内容の説明ですが1つ目として、2車線であった環状方向について平面4車線化し優先的に交通処理機能を確保します。図面では、緑色とオレンジ色で着色した部分となります。

2つ目として、新4号国道方面から宇都宮インターチェンジ方面について立体・2車線化し、必要十分な広域交通軸としての交通処理機能を確保します。図面でいうと、赤で着色した部分になります。

3つ目として、市街地北西部から宇都宮インターチェンジ方向についてはランプ接続及び一部平面交差化し、周辺地区からの沿道アクセスや地区内交通のための必要十分な交通処理機能を確保します。

図面では、水色で着色した部分と黄色で示した部分で環状線との交差で赤の丸い破線で図示している部分になります。

4つ目として、上戸祭インターチェンジ東側に隣接する一般県道下岡本上戸祭線(通称:長岡街道)交差部については、市街地北東部から上戸祭インターチェンジ方向を立体交差化し、より円滑な交通処理機能を確保しようとするものです。

なお、図面では「立体交差化」と赤の丸い破線で図示した部分になります。

ここで、上戸祭インターチェンジ部の現在の形状についてご説明いたします。宮環につきましては、現在すでに平面の4車線化で整備されております。

また、宮環の東方面から北道路への相互のアクセスは現在、平面交差形式の交通処理をしております。

今回の変更によりまして、宮環の東方面から北道路へのアクセス、また、北道路から宮環東方面へのアクセスが現在の平面交差を通過することなく、直接相互乗り入れが可能となります。

また、その東側に位置する一般県道下岡本上戸祭線(通称:長岡街道)も北道路方面への相互交通に対しては、立体交差とすることにより、環状方向の交通に対して負荷を掛けることなく通過できる計画になります。

なお、次のページ、「説明資料1-3」に上戸祭インターチェンジ部の新旧対照図を添付しておりますのでご覧ください。黄色で着色したラインが現都市計画であり、赤で着色したラインが変更後となります。

今回の上戸祭インターチェンジ部の交差構造の形状変更に伴い、嵩上げ区間が起点側へ930m延伸され、上戸祭IC部を含める嵩上げ区間が5,030mとなります。

また、図中右下の横断図に示したように、上戸祭インターチェンジ東側の横断構造は、センターに高架部分を、また、環状道路外回り(東進方向)を

北側に配置し、最大で41.5mに拡幅計画をしたものです。

以上が上戸祭IC部の変更内容でございます。

続きまして、次のページ「説明資料1-4」をお開きください。

下川俣立体部の変更内容についてご説明します。

下川俣立体部は、左図の青で着色した「3・4・103号宇都宮白沢線」(通称:白沢街道)との交差点に位置します。

この交差点は、市街地東部と市街地北西部の環状交通と市街地中心部から北東郊外部への放射状交通の交流点となっています。下川俣立体の現都市計画の形状は、右上の図に示してありますように、本路線の直進交通は、宇都宮白沢線を立体交差する形式となっております。現在の状況は、暫定的に平面交差形式で整備・供用されている状況であります。

一方で、周辺の交通状況を見ると、宮環沿道での沿線開発などにより、下川俣立体の北側市街地と南東側の平出工業団地に直結する、「宇都宮市道2149号線」におきまして、左下のグラフcにありますように、自動車交通量が1日当たり約8千台を超える交通量となっており当該市道が周辺地域の交通需要を担う状況となっております。

また、今後の人口・交通等の見通しから、当該市道は将来的にも同様の交通需要であると推察しております。

以上のことから、下川俣立体部の市道2149号線の交差交通に係る円滑な処理機能を確保する必要があることから、当該立体部の交差構造等を再検討した結果、今回、形状等を変更するものであります。

その内容につきましては、右下の図をご覧ください。

一つ目として、市道2149号線交差点について、本路線の直進交通を立体交差化しようとするものです。

「立体交差化」と赤の丸い破線で図示している部分になります。

二つ目として、市道2149号線を含めた立体交差化に伴い、連結路を確保する必要がありますことから、そのためのすり付け範囲を東側に拡大しようとするものであります。

「すり付け範囲の拡大」と赤い破線で図示している部分にあたります。

なお、次のページ、「説明資料1-5」をご覧ください。

下川俣立体部の新旧対照図であります。黄色で着色したラインが現都市計画で、赤で着色したラインが変更後となります。

今回の下川俣立体部の交差構造の形状変更に伴いまして、道路面が地表面より5m以上高い区間が380mとなりますので、当該区間を地表式

から嵩上式に変更するものであります。

また、宇都宮白沢線の東側は、すり付け範囲が拡大することにより、約270m区間で拡幅となります。

以上が下川俣立体部の変更内容でございます。

この都市計画案につきましては、都市計画法第16条に基づく、「構想の縦覧」を広報うつのみや2月号や市のホームページでお知らせし、2月2日から16日までの2週間縦覧を行いました。縦覧者は3名ございました。また、意見の申出はございませんでした。

また、都市計画法17条に基づく、「都市計画案の縦覧」を、広報うつのみや5月号や市のホームページでお知らせし、5月8日から17日までの2週間、「栃木県都市計画課」、「宇都宮土木事務所」、「宇都宮市都市計画課」で縦覧を行いました。6名の縦覧者がありました。いずれも意見書申し出はありませんでした。

以上で議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について 3・3・103号 新日光線」の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

浅川議長

事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

ご意見等ございませんので、それでは、お諮りいたします。

議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について 3・3・103号 新日光線」について「原案どおり異存ない」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

浅川議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

続きまして、議案第2号「宇都宮都市計画道路の変更について 8・7・103号 鉄砲町通り」事務局説明をお願いします。

関幹事

議案第2号「宇都宮都市計画道路の変更について 8・7・103号 鉄砲町通り」をご説明いたします。

それでは、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

まず、今回の変更の概要ですが、現在使用しております「8・7・102号」の名称の番号は、市町合併により旧河内町「8・7・102号 ふれあい通り」

と一連番号が重複しておりますので、「8・7・103号」に番号を変更するものであります。

それでは「議案第2号」をご覧くださいながらご説明したいと思います。1ページをお開きください。名称変更後の計画書になります。こちらは宇都宮市決定となります。

左から種別、名称、位置、区域などを記載しておりますが、ここで都市計画上の名称番号について簡単にご説明したいと思います。

道路番号の振り方ではありますが、最初の番号は「道路の区分」を表しております。

例えば、自動車専用道路であれば「1」を、幹線街路であれば「3」を、特殊街路であれば「8」を付すルールになっております。また、2番目の番号は「道路の規模」を表すものとなっており、道路の幅員で区別いたします。1から7まであり、7番については8m未満の幅員が該当いたします。3番目は「一連番号」となっており、こちらは都市計画区域ごとになっております。

今回の「鉄砲町通り」は8・7・103でありますので特殊街路で幅員が8m未満で、一連番号が103になります。位置は、起点が「馬場通り2丁目」、終点が「曲師町」となります。延長は、約120mになり、幅員が7.4mであります。

次に2ページをお開きください。新旧対照表でございます。上段の括弧内が変更前の番号でございます。変更箇所は、名称の番号のみとなっております。

次に3ページをお開きください。総括図になります。中央にあります赤の太線が「8・7・103号 鉄砲町通り」の位置を示しております。

次に4ページをお開きください。計画図になります。赤線で囲いました部分が鉄砲町通りの区域でございます。

区域は、「起点」が大通りと交差する「馬場通り2丁目」、「終点」がオリオン通りと交差する「曲師町」までの延長約120m、幅員7.4mとなります。今回は、名称のみの変更でありますので、既に都市計画決定されている区域のままとなります。

次に5ページをお開きください。新旧対照図になります。図中央部に当該都市計画道路の名称が2段書きされております。上段の黄色が変更前、下段の赤が変更後となっております。

以上で議案第2号「宇都宮都市計画道路の変更について」(8・7・103号 鉄砲町通り)の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

浅川議長

事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

ご質問等ございませんので、お諮りいたします。

議案第2号「宇都宮都市計画道路の変更について 8・7・103号 鉄砲町通り」について「原案どおり異存ない」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

浅川議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

続きまして、議案第3号「宇都宮市景観計画(案)について」事務局説明をお願いします。

高橋書記

議案第3号「宇都宮市景観計画(案)について」ご説明いたします前に、本日お配りしました説明資料3景観法における宇都宮市都市計画審議会の役割についてご説明させていただきます。

まず1番としまして景観法に基づく景観計画で定める規制基準は、建築物の形態、意匠の他、土地利用の制限に関わるものもございませうことから、都市計画法との整合性を図る必要性がございませう。

また、景観法第9条第2項に基づきまして、景観計画の策定や変更をするときには、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴くこととなっております。このような観点から、本日もご審議をいただくものでございませう。

また、役割でございませうが、今後景観計画に関わりご審議いただく事項について述べさせていただきます。

景観計画に関する事項といたしましては、景観計画の策定及び変更でございませう。本日はこの景観計画の策定についてご審議をお願いするところでありませう。また市民から景観計画の提案があった時に、また改めてご審議をいただくということになります。

また(2)といたしまして、都市計画に関する事項で、景観地区を定めることができますので、その決定にあたりませうもまたご審議をいただくということになります。

参考1の景観法第9条第2項景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あら

かじめ都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。と定められております。

参考2のイメージ図についてでございますが、都市計画法は、土地利用等まちづくり全般について定め、景観法は景観というまちづくりの一要素について定めたものでございます。

また、景観法の施行により、都市計画法の一部(景観地区の創出等)が改正され、また景観法に基づく景観計画は、都市計画マスタープランに適合するものでなければならぬと定められる等、景観の形成に関しお互いの整合性を図るものとして位置づけられております。

役割については以上でございます。

関 幹 事

続きまして、議案第3号「宇都宮市景観計画(案)について」ご説明いたします。議案書とA3版の説明資料3の1から3の3を併せてご説明いたします。

まず、説明資料3の1をご覧ください。左ページの1の「目的」であります。本市では、平成3年に「都市景観基本計画」を、また、平成13年には「都市景観ガイドライン」を策定し、平成7年には「大規模建築物等の届出」を実施するなど、良好な景観形成に努めてまいりましたが平成16年の景観法の施行によりまして本市は景観行政団体となり、景観法の制度の一つであります「景観計画」を策定することで、法に基づく規制・誘導を行うことが可能となったため、「宇都宮市景観計画」を策定するものであります。

次に2の「現状と課題」ですが、現在、本市におきましては、平成3年に策定いたしました「都市景観基本計画」を基に、様々な施策に取り組んでおります。

一つは「規制・誘導」、二つ目は「市民意識の高揚」、三つ目は「組織・体制づくり」など、主に3つの体系化を図り、取り組んでまいりました。

「規制・誘導」につきましては、先ほどの「大規模建築物等景観形成届出要綱」や屋外広告物条例による広告物の規制・誘導、住宅団地などの「地区計画」による建築行為の規制・誘導などに取り組んでおります。

「市民意識の高揚」につきましては、「まちなみ景観賞」の表彰制度や「景観出前講座」の開催、JR宇都宮駅西口や中央地区への地元自治会などによる景観法の説明会などに取り組んでおります。

「組織・体制づくり」につきましては、専門係を設置し、景観アドバイザーの設置や違反広告物除却ボランティア制度の創設などに取り組んでおります。

次に(2)の現状と課題であります。このような取り組みの中、本市の現状としましては、議会等から景観上の「規制」を伴う条例の必要性が叫ばれており市政世論調査でも何らかの規制は止むを得ないとの回答が7割を超えております。また、大谷地区では、奇岩群が平成18年に国の名勝指定を受けたことで、文化的景観としての重要性が増してまいりました。

右の枠の社会情勢の変化では3にありますように国におきましては平成15年に観光立国を目指し「美しい国づくり政策大綱」が示され、平成16年には景観法が公布されました。このような状況の中、下の課題であります。まずは市の景観に対する指導力が求められてきておりますが、

- ・ 規制には地元住民の合意形成が必要なこと。
- ・ 魅力ある景観形成には、地域の景観特性を活かしたまちづくりの方針が必要なこと。
- ・ また、現行の規制・誘導では、法的担保がなく、十分な指導が出来なかったこと。

などの課題があり、規制・誘導の実効性が不可欠なものと考え景観法に基づく「景観計画」の策定が有効であるとの結論に至ったものであります。

右の3に移りますが「計画の位置付け」であります。四角の枠にありますように「総合計画」、「都市計画マスタープラン」を踏まえまして「都市景観基本計画」や「都市景観ガイドライン」を継承しつつ、その他の関連計画との整合性を図るとともに市民、事業者、市の協働のもと、本市の魅力ある景観形成の保全・創出のため、策定する計画であります。

4の「計画の策定体制及び策定の経過」であります。平成17年に庁内組織であります景観計画策定委員会を立ち上げ、昨年度には、学識経験者や関係団体及び公募委員で構成する20名からなる策定懇談会を開催し、様々な観点からご意見、ご要望を頂くと共に、今年の2月には、パブリックコメントを行いまして、広く市民からの意見もいただき、3月29日に当懇談会からの提言を受けたものであります。

そうした中、本年3月末日に旧上河内町、旧河内町と合併となり、人口50万を擁する新宇都宮市となりました。これを受けまして、本市の景観施策を行っていく上で、新市一体となった景観によるまちづくりを進める必要があり、旧2町を含めた「景観計画」とするため、上河内地域、河内地域での意

見交換会を開催し、意見の集約を図り、本計画に組み入れたところであります。

次のページをご覧ください。

5の「計画(案)の内容」であります。議案書第3号と、概要版として説明資料3の3を提示させていただきました。この2つの資料を元に説明させていただきます。

まずは、説明資料3の3宇都宮市景観計画(案)の概要版をご覧ください。

左上から序章といたしまして、景観計画の概要、左下の第1章の景観計画区域からはじまりまして、全部で5章だてとなっております。

この景観計画は、景観法に基づき策定されるものでありますことから、法で規定された事項につきましては、第1章から第4章まで、第5章ではこの景観計画をより充実したものとなりますよう今後の取組みについて述べております。

それではまず、序章についてであります。1に背景と目的、2では性格と役割、3では位置づけ、4では本市の良好な景観形成を行う上で、市民、事業者、市のそれぞれの立場において、役割と責務が求められます。また、良好な景観形成の実現は、お互いに連携・協力し合っ始め成し得るものと考えております。このようなことから、市民、事業者、市のそれぞれの役割を明記するとともに、市民と行政が一体となって良好な景観形成を推進することとしております。

次に、第1章の景観計画の区域についてであります。本市の誇れる景観は、市内各所に点在しております。また、一部の人々だけで景観形成を行うことでは、魅力ある景観の持続的発展は望めません。これまで、「まちなみ景観賞」や「うつのみや百景事業」など景観に対する市民意識の向上を図るとともに、周辺の景観に影響を及ぼす大規模な建築物などは、事前に届出をさせるなど、全市的に取り組んできたところであります。

このようなことから、今後もこの取組みを継続させ、魅力ある景観を保全・創出するため、宇都宮市全域を景観計画区域としております。

またその中でも赤の枠にありますように宇都宮を代表する誇れる景観として、大谷地区や中心部の二荒の杜、上河内地区の羽黒山、河内地区の白沢宿など宇都宮を代表する誇れる景観の地域を景観形成重点候補地区として位置付け、また、地域住民自ら景観形成を行う地域を景観形成推進地区として位置付け、さらにきめ細かな規制・誘導を行っていかうという

ものであります。

次に冊子となっております議案第3号の11ページをご覧ください。本市の誇れる景観を景観形成重点地区候補地域としまして、「個性ある景観」及び「郷土の景観」を示しております。また、12ページには、本市の中心市街地として「まちのシンボル景観」を明示しております。このように候補地域を明記することによって、重点地区の指定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、説明資料3の3にもどって頂きまして、真ん中の枠の上段の第2章良好な景観形成の方針でございますが、こちらの方針につきましては、すでに「都市景観基本計画」及び「都市景観ガイドライン」が策定されておりますので、基本的にこれらを継承していくこととし、また、都市計画マスタープランとの整合も図っております。

従いまして、2の市全域における基本方針の(1)基本目標、(2)5つからなる基本方針につきましては、「都市景観基本計画」から継承し、下の枠の(3)の地域別景観形成の方針につきましては、景観特性から「都市景観ガイドライン」によります5つの景観ゾーンに分けると同時に「旧宇都宮市都市計画マスタープラン」による地域別計画を踏まえ4つの地域に区分すると共に更に旧2町の「上河内地域」及び「河内地域」を含め、6つの地域に区分し本市の良好な景観形成の方向を示すものであります。

次に再び議案書の17ページをお開きください。こちらが地域別の景観類型図となります。旧宇都宮市におきましては「北西部地域」「中央地域」「東部地域」「南部地域」の4地域に分類されており、さらに旧2町の「上河内地域」「河内地域」の2地域を加えて、全部で6地域となっております。

また、16ページにありますゾーン別景観としましては、旧宇都宮市、旧上河内町、旧河内町それぞれの都市計画マスタープランを踏まえながら、「山地丘陵景観ゾーン」「田園集落景観ゾーン」「住宅地景観ゾーン」「都心景観ゾーン」「工業流通景観ゾーン」の5つのゾーンに分類しております。これらの地域別の景観形成方針として、18ページ以降にそれぞれ6地域ごとに方針を述べております。

説明資料3の3にもどって頂きたいと思っております。

右側の上段の第3章の「良好な景観形成のための行為の制限」についてご説明いたします。景観法に基づく景観計画は、この計画に行為の制限を盛り込むことによって、規制・誘導が行える仕組みとなっております。

まず、1の市全域における制限につきましては(1)の大規模行為の届出

対象範囲としまして建築物については、高さ10mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるものが対象となります。また、工作物につきましても、高さ10mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるものなどとなっております。そのため、屋外広告物におきましても、高さ10mを超えるものにつきましても、届出をしていただくこととなります。

(1)の行為の制限内容につきましては、様々な規定がされておりますが、特に建築要素として屋根・外壁などは、落ち着いた色彩ということで彩度3以下にすることとなっております。また、工作物として広告物などにつきましても周囲の景観に調和した色彩及びデザインにすることなどと規定しております。

さらに2の景観形成重点地区等における制限につきましては、今後、地元住民の皆様の意見を聴きながら、地区ごとに定められる行為を届けの対象として行為の規模・制限について地域独自のルールづくりを別途定めることとしております。

次に議案書の31ページをご覧ください。こちらが、良好な景観形成のための行為の制限となります。届出対象行為につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、工作物につきましては下段の表4の様に、種別によって届出対象規模が違っております。また、開発行為につきましても中段の表3の にあります様に、開発面積が10,000㎡を超えるものについては届出の対象としたところでございます。

1枚ページをめくって頂いて32ページをご覧ください。

こちらの表が行為の制限一覧表となっております。

基本的には、本市で行って参りました「大規模景観形成届出制度」のガイドラインを制限内容としております。主な項目としましては、表の左端の項目ですが外部空間のうち、一番下の「前面空地」ですが壁面後退を出来るだけ行う。建築要素につきましては、「屋根」や「外壁」の色彩や色調を抑えるものとして彩度(3以下)を抑えた色にする。附属施設については、「照明」などによって、特に商店街では歩行者が賑わいや楽しさを感じられるよう照明を工夫すること。工作物については、周囲の景観に調和した位置、規模、色彩及びデザインとすること。また、共通項目として、既存の樹木・地形などの自然条件を活かす工夫をする。などとしております。

恐れ入りますがまた、説明資料3の3にもどって頂きます。第1章から第3章までが景観計画の必須事項であり右側の下段第4章については選択事項となっております。しかしながら、今後の景観施策を行う上で、重要なもの

でありますことから3項目について記載しております。

まずは、1の屋外広告物であります。現在は、本市の屋外広告物条例に基づき規制・誘導を行っておりますが、景観形成を図る上で、屋外広告物は重要な要素となるものであります。そのため、法律面でも景観法と屋外広告物法は互いに連携しあうこととなっており、今後指定予定の景観形成重点地区などでは、この屋外広告物の規制を盛り込んでいくことで考えております。今回の景観計画では、基本的な考え方までを記載しております。

次に2の景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項であります。まちのシンボルや個性の創出など、その地域において重要な建造物及び樹木につきましては、景観重要建造物及び樹木として指定し、積極的に保全・活用を図ろうとするものであります。

次に3の景観重要公共施設の整備に関する事項であります。公共施設は、その地域の景観の骨格をなすものであり、先導的な役割を果たすよう努めることとして、基本的考え方を示し、景観重要公共施設として位置付けていこうとするものであります。

最後に真ん中の枠の最下段第5章であります。今後の取り組みについてであります。

1の市民意識の高揚につきましては本計画を策定しただけでは、良好な景観形成は図られません。この計画を市民や事業者にも周知・PRを行うなど、啓発活動をさらに進めること、さらには、現在取り組んでおります表彰事業などの拡充に努めながら、市民意識の高揚に努めるものであります。

次に2の重点地区の推進であります。これは、先ほど説明いたしました、宇都宮を代表する誇れる景観の地域におきまして、積極的に指定を行ってまいります。その規制内容については、まずできることから始め、徐々にレベルを上げていくなどの段階的な対応やさらに厳しい制限を加えるための手法を取り入れるなど地域の特性を活かしたルール作りを推進して行こうと考えております。

3つ目には、協働による景観づくりであります。最初に説明いたしましたが、良好な景観形成は、市民、事業者、行政がパートナーシップのもとに協力し合わなければ実現は困難なものと考えられます。

このようなことから、市民参加を促進することや市民からの提案制度などを活用しながら進めて参りたいと考えております。

以上が、「宇都宮市景観計画(案)」の概要でございます。

次にA3版資料の2ページ目の資料3の2をご覧ください

今回の「景観計画」のおさらいになりますが、5の(2)の計画の特徴としては、1つ目には 合併町を含めた市全域を景観計画の区域とし、市民、事業者、市の役割を明記するなど、全市的に取り組むことを示したこと。

2つ目には 今後指定予定の「景観形成重点地区」の候補地域を明記していること

3つ目には 候補地域の属するゾーンごとの景観形成に関する方針を明記していることから、具体的な規制内容について本計画をもとに地元調整に臨めること

4つ目は これまで本市で行ってきた大規模建築物等の届出対象を高さ15mの建築物から、3階建て相当の10mの建築物に広げ、景観誘導を強化していることとなっております。

この「景観計画」は、1度作れば終わりではありません。良好な景観形成を継続的に進めるためには、この計画を充実発展させていかなければならないと思っております。

右の最下段をご覧ください。6の今後のスケジュールですが、本日都市計画審議会のご意見をいただきまして、このあと、庁内の手続きに入りまして、8月下旬に「宇都宮市景観計画」を策定し、公表の予定であります。また、景観条例につきましては、9月議会に上程する予定であります。その後、3か月の周知期間を経まして、来年1月施行を目指して参りたいと考えております。

今回の計画は、本市全体の景観形成の方針を示し、景観法を根拠として、より実効性のある景観形成への第1ステップとして考えております。今後、重点地区の指定などを推進しながら、宇都宮の「顔」となる景観の形成を目指し、魅力ある都市景観となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で宇都宮市 景観計画(案)の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

浅川議長

事務局からの説明が終わりました。皆様から、ご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

船田委員

第3章にある届出行為の届出後の指導の仕方についてお伺いしたいのと、もう1つは屋外の広告物で既存不適格のものへの対応として、全て撤去させるのかあるいは、変えさせるのかその辺はどのような形で対応するのか教

えていただきたい。

関幹事

まず届出対象行為でございますが、高さ10m及び建築面積 1,000 m²を超えるものに関して内容をチェックした上で、特に色彩についてはこの地域では原色に近いような色であるとか、周辺の緑にマッチしない場合には、彩度を落とすような指導でございます。ただこれは、市全域に対する指導でございます。

今後、先ほど説明しましたように例えば大谷地区などの場合ですが、そのような地区は重点地区に指定しまして、やはりこれでは基準が甘いのではないかというご意見があれば、さらに規制を厳しくしてその地域に合わせていくという考えでございます。

また、屋外広告物につきましては、既にあるものは撤去しなさいというものではなくて、やはりその地域の基準に合わなければ、次回の建替には基準に合うものにしていくようにというあくまでゆるやかな規制でございます。

船田委員

そうすると、ソフトランディングさせていくということだと思うのですが、広告物は、かなり長い期間の契約というものがあるかと思うのですが、しばらく景観がアンバランスな状態でいかなければならないということなのでしょうか。

関幹事

特に景観につきましては、例えば再開発であれば壊して、創造的な景観を創出できるのですが、一度には良好な景観形成は難しいので、長い目で見て将来的には基準に合う景観を作っていくということでございます。

船田委員

もう少しスピードを速めてもらってもいいように思います。

鈴木委員

33ページにいくつか出てくる「配慮」という文言を「規制」に変えるのは無理なのですか。できれば変えてもらいたいという気持ちがあるのですが。

関幹事

十分な配慮をするというのは、市内全域に対するものでございますので、例えば、駅の西口に関しましては、地元に入って何とか改善できないものかというご相談は申し上げます。たとえば地元と話し合いがついて、こういう規制を作ろうという話になれば、重点地区に指定しまして、高さ、面積を規制することができるわけで、あくまで、この配慮というのは市内全域に対してのことでございます。

浅川議長

先ほど委員さんの方から出たアンバランスな期間、というのは商売が絡んでくるわけですよね。そうすると、派手な看板等もあるわけで、それは昔からあるものだからしょうがないのだとなり、その隣には規制をかけられて穏やかなものになったと、そうなった時に、こちらもそういうふうにした方がいいんじゃないかと苦情等が来た場合、アンバランスな期間というのは難しいところがあるのかなという気がするのですが。

それともう1点、罰則規制というものはどうなんですか。

関幹事

届出は義務です。法律的には罰則も可能なのですが、今回の場合には勧告ということで考えております。また、重点地区になりましても、法律上は罰則は可能でございます。

竹澤委員

市民に景観いわゆる、宇都宮市の醜い景観というのはこういうものがありますよ、美しい景観というのはこういうものがありますよ。景観とはこうですよという宇都宮市の実態を現したほうがよろしいのかなと思います。そうしたことにより、これからの景観計画につながっていく地域サイド、市民サイドの協力が挙がってくるのではないかと思います。

2点目は行政等が行う公共表示についての考え方はどのようにされるのかお聞かせいただきたい。

また、色の表示で彩度3以下で落ち着いたものにしなさいよということなのですが、彩度3以下の色はどの程度の色なのか。また、組み合わせによって、変化が予想されるので、ただ単に彩度3以下ということで捉えられるのかなと思いますので、その辺をあわせてお願いします。

関幹事

醜い景観を具体的に出すのもどうかというもでございますので、その辺は今後いかに市民に実態を分かってもらえるか研究をしていきたいと思えます。

2番目の公共表示につきましては宇都宮市だけではなくて、県、国その他の関係公共団体に協力いただかなければならないと考えておりますので、景観計画策定後はお願いに上がり、そういった意識をもってやっていただきたいと思っております。

彩度3につきましては、非常に専門的で申し訳ないのですが、彩度3は灰色がかかっているものであり、もう少し分かりやすい言葉で表現できれば市民

の方にも分かりやすくなるので、検討して参りたいと思います。

青木委員

景観整備機構の役割が徐々に大きくなると思うのですが、具体的に宇都宮市では予定をお持ちになっているのでしょうか。静岡、岡山などでは整備機構を指定して大きな力を挙げていると伺っておりますが、宇都宮市では予定がございますでしょうか。お伺いいたします。

高橋書記

現在も景観審議会では建築士会から検討していきたい旨の申し出はありますが、現時点では行政としていつまでにという計画はなく、これからはそういったことも視野に入れていきたいと思っています。

小堀委員

宇都宮市が良好な景観を形成していく上で、市民の意識が一番大事かと思うのですが、駅西口あたりの看板が日本でワースト1に近いと評価されていることを市民が認識しているかという点、そういう方は少ないと思うんですね。やはり、宇都宮市の恥をさらすようではあります。メディアを通して発信していくことにより、景観を何とかしなくてはという気持ちになると思うので、もうちょっと上手く市のほうから情報を発信していてもいいんじゃないかと思っています。

浅川議長

特別調査というものはしていないと思いますが、宇都宮市民のその辺の意識的な反応というのは分かりますか。

関幹事

意識調査のデータはございません。

浅川議長

ワースト1を広めるというのはどうかと思いますが、景観意識を持ってもらうという啓蒙はしっかりやっていただきたいなと思います。

渡辺委員

駅を自分の故郷として、郷土の景観に入れてしまっただけではどうかなと思ったのですが、そうしますとある程度重点的な地域として規制が早くなるのかなと思うのですが。

関幹事

郷土の景観には駅西口の景観は入っていないのですが、まちの中でございますので、まちのシンボル景観の中でJR宇都宮駅周辺という形で入れております。

渡辺委員

この部分では重点的な規制はかかるのでしょうか。

関幹事

重点地区の候補として考えております。

JR宇都宮駅周辺は宇都宮の顔となる部分ですので、現在整備を進めている東口につきましては、第一号で重点地区にかけていきたいと思っております。西口につきましても昨年度から地元商店街とお話していますので、引き続き話し合いを続けながら、重点地区に指定していきたいと考えております。

小堀委員

西口の地元の方とお話をしているということですが、実際は地元の反応はどんな状況か教えていただけるとありがたいのですが。

高橋書記

西口の商店街では、看板だけでなく、まちづくり全体を考えていきたいという意識がございます。ですので、われわれだけでなく、関係する部署と一緒に進めていきたいと思っております。

竹澤委員

資料の中に景観を阻害する用件が出ているが、放置自転車も文言に入れてもらえれば、放置自転車の減少にもつながるのではないかと。

関幹事

おっしゃるとおりだと思いますが、景観法の中で放置自転車の対象となるのか研究させていただきたいと思っております。

今井委員

確認を含めて3つほどお聞きしたいのですが、

壁面なんかで、例えば今、市役所の入り口にある赤いものなんですが、規制対象になるのか。私がビルなんかを建てた際に、これは大変有名な芸術家が創ったんだとなれば、それを許すのか許さないのか。規制するのか。

それと、先ほど広告物の話題が出ましたけれども、確認したいのですが、現在でも屋外広告物の届出というのがありますよね。逆に宇都宮市内において広告物が届出に基づいて正しく設置されているもの、いないもの。総数がいくつあるというのは掴んでいるのですか。

3つめが重点地区の問題なのですが、制限ということで問題は、高さ制限という部分が色とか広告物というのは行為の制限という中で書いてありますが、高さを一体どうしていくんだというのが出てこないんですよ。届出が出てくるというだけで、その後ろ盾となる上位の法律が何も無い。そうすると、運営

する事務局，執行部は大変なんだろうなと思います。ですからその辺は，別途定めるところにこれから入っていくのか，それとも定めませんよとなるのか，考え方だけ聞かせてください。

関幹事

芸術的なものを作ろうとなった場合ですが，本市では来年1月の施行に合わせまして，色彩ガイドラインを策定中でございます。そういった中で仮に芸術品であっても，きちんと指導していくことは可能ではないのかなと思います。

広告物につきましてはおおよその把握はしてございます。

建築物の高さの規制についてですが，今回の景観計画の中に高さの規制は盛り込んでございません。ただ，現在旧宇都宮市におきましては，実に7割の地域で高さの規制はしてございます。というのは調整区域では原則10m，地区計画は11の地区で10m前後の規制をしてございます。その他，都市計画の用途地域の第1低層もやはり10mの規制をしております。これらの面積を合わせますと，旧市域の約7割が高さの規制がかかっているという形でございます。

今回の計画の中では，高さの具体的な規制はしてございませんが，重点地区で規制は可能であるが，勧告止まりになってしまいます。規制をするからには都市計画法の地区計画，あるいは景観地区これは昔の美観地区と言いますけれども，その辺でやはり全員の合意が必要となるのでしようけれども，制度が残されております。

今井委員

芸術物に関しては，奇抜な色もありますので果たして芸術を規制できるのかと言う事例も出てくると思われましたので，質問させていただいたのですが。

それと，屋外広告物は醜さと言う部分では先ほどから言われている通りでして，まず景観法云々は別にしましても，無許可のものは徹底して市内全域で正確な数をしっかりと把握して，無許可のものは撤去させるぐらいのことをして，厳しく指導して行って，その中でマッチした広告物が新たに必要だとなれば申請に基づいて指導して，網にかかってくるようになるわけですから，その辺は徹底してやっていくべきだろうと思います。

高さにつきましては，非常に難しく，執行部側の後ろ盾がなかった場合に困るのは執行部側になるわけで，低くしろとか高くしろとか言うわけではなく，そこは，地権者なり地域の皆さんが一定の合意をする中で，重点区域に指定が予定されている二荒山前辺りはそういう方向性を作っておかないと，そ

の中でどういうまちづくりのコントロールをしていくのか、当然中心市街地の活性化策というのも側面にあるわけですから、その辺と絡み合わせの上で、将来的なまちづくりの合意形成を含めて何らかの後ろ盾を作っておく必要があるのではないかと思うので、意見として出しておきたい。

船田委員

ホームページの活用の仕方としまして、ホームページのアクセス数がどれくらいあるのかが気になります。今の若い人達は面白くないとアクセスしない。面白ければ口コミで広がるという傾向でありますし、今の市民の人達あるいは県民の人達も今の市の顔でいいのか、ちょっとまずいなという気持ちをお持ちの方が多いんだろうと思います。

また、県外から訪れる来県者にしましても、すばらしい街だなという言葉が発する方は、まずくないような感じがします。大変失礼な言い方ですが。ですからビジョンをホームページでどの程度アピールしているのか。もっと面白おかしくなさらなければいいんじゃないか。テーマと言うものが感じられないような気がいたします。

市民の方々が本当にこの景観でいいのかということでみなさん興味をお持ちではないのかなという気がいたしますので、ちょっと工夫をされればかなり盛り上がってくるような気がいたしますけれども。いかがでしょうか。

高橋書記

ホームページのアクセス数は景観だけでなく、市全体のホームページへのアクセス数なものですから、現在数字が無いのですが、その中で景観のページへと行く形です。

やはりご指摘がありましたとおり行政ですので、なかなか上手な表現が無く、景観のページへ入っていくには何回かクリックしなければいけないという大変見づらい部分もありますので我々も研究していきまして、皆さんに興味を持っていただくようにし、市ホームページだけでなく、パンフレットや広報メディアを活用しながら啓発をしていきたいと思っております。

鈴木委員

協議されている中で、目に見える部分というのは皆さん色々とお感じでしょうけれども、ゾーン別の景観のところでは歴史的な文言がどこにも無いんですよ。やはり宇都宮の場合にも素晴らしい歴史があるわけですし、歴史軸というか宇都宮の軸となっており、その部分が山岳丘陵の辺りに入るのかと思うわけですが、その文言の中に歴史という言葉が1つ入れたほうが、さらにまた宇都宮の厚みが出るのではないかと。

例えば、それぞれの地域に住んでいる方たちは、それぞれの地域の中のこんな大切なものをどうして放っておくのだろうというものが沢山あると思うんですよ。

例えば私たちがよく行くのですけれども、北山霊園の奥に古墳があります。古墳群の一番大きな宮下古墳群には陪塚まであるわけですよ。あそこに立派な陪塚が5つもある、しかもそれが崩れている。きちんとして存在しているのが1つ。そういうものをどうしてこのまま置くのかなという疑問に思いながら、これは教育委員会で行うものなのか、色々考えるのですけれども、そういうものを市民から提案すると細かなところまでは出てこない。貴重なものが沢山あるので、上手くまちづくりに組み入れていけないものだろうかというも考えているのですが、少なくとも、この16ページのゾーン別の空間の中には1つ景観特性のなかで歴史という文言を入れるべきではなからうかと思うのですが、いかがでしょうか。

飯塚書記

歴史的な部分でございますが、これは部門に限らず、市全体のエリアで捉えておまして、14ページの左側に景観計画の基本方針(3)の一番下のところに豊かな歴史文化景観の創造という方針を謳いまして、21ページのところでそれぞれのゾーンで歴史というのは大事なものでございますから、それぞれのゾーンで少し詳しく歴史というものを守っていこうと位置づけております。全体的には歴史というものはすべて含んでいると仕上げているところでございます。

市民の皆様からの情報提供とかそういったことにつきましては、景観計画で仕組みを作りますので、これで皆様方で地域でこういった大事なものがありますよと守りたいよと提案を受けましてこちらでアクションを起こすということではできますので、教育委員会と連携してやっていきたいと思っております。

浅川議長

その他にございますか。ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、委員の皆様からのご指摘は、今後の景観づくりの際の参考にしていただきたいと思います。お諮りいたします。

議案第3号「宇都宮市景観計画(案)」について「原案どおり異存ない」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

浅川議長

それでは、原案どおり「異存なし」と答申することといたします。
以上で本日の議事はすべて終了致しました。
続きまして、3.「その他」の事項に入ります。
事務局より何かございますか

事務局

ありません。

浅川議長

委員の皆様から何かありますでしょうか。

全委員

ありません。

浅川議長

それでは、これをもちまして第32回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

終了。

第32回宇都宮市都市計画審議会

会長職務代理者

浅川 信明

議事録署名委員

小堀 志津子

議事録署名委員

今井 恭男